

## 次期総合戦略策定方針

### 1. 計画策定の趣旨

平成30年(2018年)6月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」では、我が国の人口減少・高齢化は、世界的に見ても空前の速度と規模で進行しており、東京一極集中の傾向が継続している。このため、これまでの地方創生の取り組み結果を踏まえ、地方・東京圏の転出入均衡という基本目標をはじめとする各基本目標の達成を目指して、ライフステージに応じた地方創生の充実・強化に取り組むとしている。あわせて、令和2年度(2020年度)以降の次期5か年の「総合戦略」に向けて、第1期の総仕上げを目指すとともに、必要な調査・分析を行い、次期「総合戦略」の策定に取り組むとしている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」では、地方公共団体においても、現行の地方版総合戦略の総仕上げと次期総合戦略における政策課題の洗い出し等を進める必要があるとしている。

こうした状況を踏まえ、本市においては、第6次瑞浪市総合計画に掲げる将来都市像「幸せ実感都市みずなみ ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」の実現を目指すとともに、地方創生につながる取り組みを継続し、人口減少対策と地域活性化を図るため、次期総合戦略を策定する。

### 2. 見直し方針

今回の見直しに当たっては、今後示される「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」のほか、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など国の方針を踏まえたものとする。本市の次期総合戦略は、第6次瑞浪市総合計画後期基本計画に基づき、地方創生に向けた重要な施策を提示する。その構成は、第1期総合戦略を基本とし、これまでの取り組み結果と本市を取り巻く社会情勢の変化等を考慮した総合戦略の見直しを行う。

見直し項目及び対象期間は以下のとおりとする。

#### (1) 見直し項目

##### ①人口ビジョン

国立社会保障・人口問題研究所が、平成27年国勢調査の確定値に基づき、平成29年(2017年)4月に公表した「日本の将来推計人口」などと第6次瑞浪市総合計画の目標人口との整合性を図りながら人口ビジョンの見直しを行う。

##### ②総合戦略

取り組み状況や社会情勢の変化等を踏まえ、事業及びKPIの見直しを行う。

#### (2) 対象期間

令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)までとする。

本市の第1期総合戦略の対象期間は、平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019

年度)の5か年であるが、第6次瑞浪市総合計画の計画終期が令和5年度(2023年度)であることから上記対象期間の4年間とする。第3期総合戦略は、第7次瑞浪市総合計画にあわせ策定する。

### 3. 評価基準

人口ビジョンの現状を分析するとともに、国の地方創生交付金効果検証の手法を活用し4つの基本目標の全事業について、重要業績評価指標(KPI)の実績値、実績値に対する分析、得られたノウハウにより、事業効果(4段階)と事業評価(2段階)を行う。

### 4. 策定体制

#### (1) 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部

内部評価、外部評価(瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議)、パブリックコメント等の意見を踏まえ、次期総合戦略の策定を行う。

(推進本部会議4回程度)

- ①策定方針・スケジュール協議(R1(2019).5)
- ②評価及び次期総合戦略の見直しに向けた視点説明(R1(2019).7)
- ③推進会議意見及び次期総合戦略パブコメ案説明(R1(2019).11)
- ④次期総合戦略パブコメ結果説明、策定(R2(2020).2)

○瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

第1条(略)

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定・推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、教育長、理事、部長、会計管理者、教育委員会事務局長、議会事務局長、消防長、参事及び部次長をもって充てる。

第4条～第7条(略)

#### (2) 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議(懇談会)

内部評価、外部評価(瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議)の意見を踏まえ、次期総合戦略の策定に向けた意見を伺う。(推進会議3回程度)

- ①策定方針・スケジュール報告、評価及び次期総合戦略の見直しに向けた視点説明 (R1 (2019) .7)
- ②意見交換 (R1 (2019) .8)
- ③意見交換・意見書とりまとめ (R1 (2019) .9)
- ④意見書提出 (R1 (2019) .10)
- ⑤次期総合戦略報告 (郵送) (R2 (2020) .3)

※事務局は、企画政策課で行う。

○瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議開催要綱

第1条 (略)

(意見等を求める事項)

第2条 市長が推進会議において、意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の進捗状況に関すること。
- (2) 総合戦略の見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生の施策に関すること。

(参加者)

第3条 推進会議の参加者は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 公共的団体の推薦を受けた者
- (2) 産業・経済関係団体の推薦を受けた者
- (3) 教育関係団体の推薦を受けた者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に第5条に規定する開催期間継続して推進会議への参加を依頼するものとする。

第4条～第7条 (略)

## 5. 市民意見の聴取

- (1) パブリックコメントの実施 (R1 (2019) .12)

## 6. 議会

- (1) 策定方針・スケジュール報告 (全協 R1 (2019) .5)
- (2) パブリックコメント実施報告 (全協 R1 (2019) .11)
- (3) 次期総合戦略報告 (全協 R2 (2020) .3)

## 7. 策定スケジュール 別紙のとおり

## 8. 国の総合戦略との関係性

最新の国の総合戦略基本方針を反映できるよう、国の動向を注視する。